

監査の結果に対する措置

令和3年度に実施した監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆監査の種類 定期監査
◆措置年度 令和4年度

〈市民部 国保年金課〉

【監査結果】

・特定健診による病気の早期発見や個々の健康づくり等により医療費の抑制が図られ、ひいては国民健康保険税の負担軽減にもつながることから、その重要性について周知を図るとともに、加入者一人ひとりに求められる具体的な取組について、積極的かつ分かりやすい情報発信に努められた。

【措置内容】

・生活習慣病の早期発見を目的とした特定健診について、広報もばらや市公式ウ

ェブサイトでの周知に加え、生活習慣病の怖さと特定健診の重要性等を記載したリーフレットを対象者全員に送付した。

また、多くの市民に受診してもらえよう健診の日程や内容についてのチラシを自治会に加入する各戸に配布した。さらに、特定健診のポスターとチラシを公共施設や医療機関等にも設置するなど積極的な情報発信を行った。

〈福祉部 障害福祉課〉

【監査結果】

・障害者（児）施設等については、適正な事業運営が図られているか注視するとともに、状況に応じて関係機関と連携し、適切な対応を図られた。

【措置内容】

・障害者福祉施設等の事業運営については、主に指定の権限を持つ県により指導監

査が行われているほか、市では、自立支援給付に係る費用の請求について、毎月、不正・不適正な請求がないかの確認を行い、疑わしい場合は事業所へ状況を聞き取る等して対応している。

また、障害者虐待について市は、障害者虐待防止センターとして相談や通報を受け付けており、障害者福祉施設従事者等による虐待が疑われる場合には、速やかな訪問調査等による事実確認の上、千葉県障害者権利擁護センター等との関係機関と連携し、施設への立入調査や指導等を行い適切に対応している。

さらに、行政と相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等との協議の場として設置している長生郡市総合支援協議会においては、圏域事業所が質の向上を目指す、状況把握、意見交換等を行うなど、関係機関との連携体制が構築されている。

問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607

一定の障害がある方は 65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することにより、それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

障害の区分	程 度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語またはそしゃく機能の著しい障害 ②両下肢の全ての指を欠くもの ③1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2

問合せ 国保年金課（2階） ☎(20)1503 FAX(20)1600